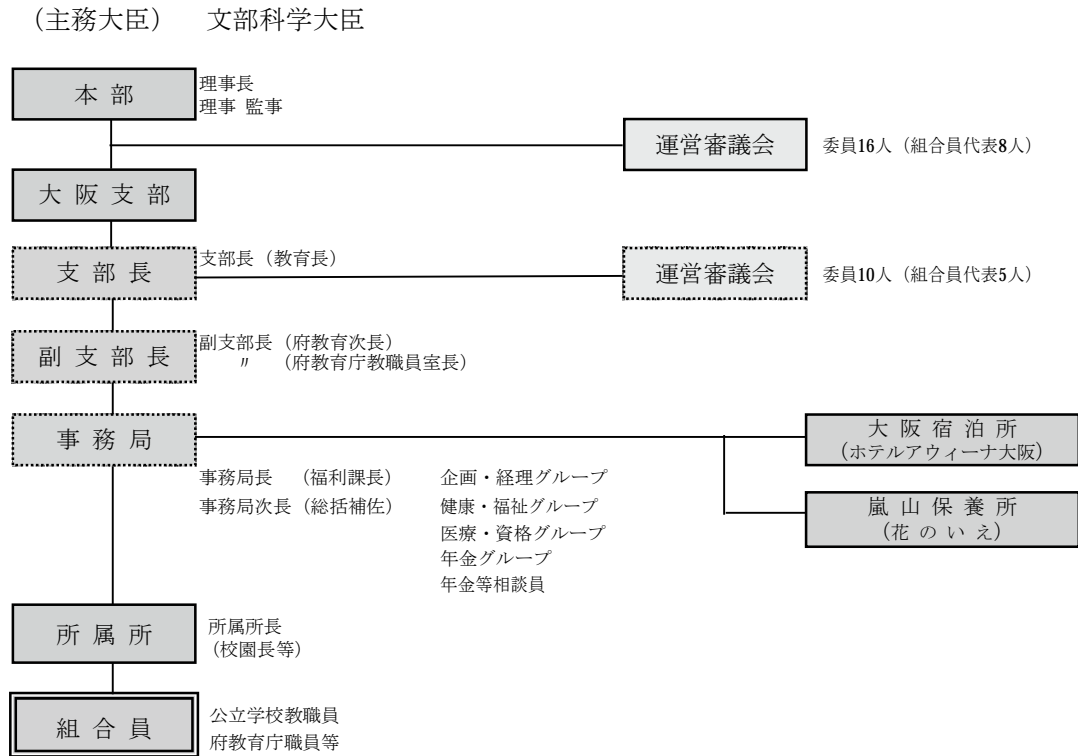


## 4 公立学校共済組合の組織と運営

共済組合は、本部を東京都に置き、公立学校の教職員と都道府県教育委員会事務局職員、その所管に属する教育機関の職員等で組織され、重要事項を審議する運営審議会が置かれています。

大阪支部の事務局は、大阪府教育庁教職員室福利課内にあり、大阪府教育長が支部長になっています。

また、支部には組合員の意見を組合業務に充分反映させるため支部運営審議会を置き、事業計画や予算等の審議を行っています。



### 【所属所】

支部の所属所としては、公立学校、府教育庁の室・課、府教育委員会の所管する教育機関（学校を除く。）、公立大学法人（大阪公立大学）、宿泊施設等があります。

所属所には所属所長が置かれ、支部の所属所にあつてはそれぞれの教育機関の長の職にあるものが充てられ、宿泊施設にあつては支部長が任命する者をもって充てられています。

所属所長は、支部長の命を受け、組合員資格の得喪、被扶養者の認定、短期給付の申請等に関する事項にかかる所属所の事務を行います。